

令和 8 年（2026 年）第 4 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 8 年（2026 年）4 月 21 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和8年第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録			
開会	令和8年4月21日午前10時00分	閉会	令和8年4月21日午前10時47分
休憩	10時36分～10時39分		
日程	議案番号	案 件	結果
1	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の意思決定について	承認
2	報告第2号	臨時代理事項の報告について (1) 特定任期付職員の採用について	承認
3	報告第3号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について	承認
4	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（幼稚園）	承認
5	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について	承認
6	報告第6号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の定年前早期退職について	承認
7	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（指導主事等）	承認
8	報告第8号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年・短期任用）の採用について（幼稚園）	承認
9	報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について	承認
10	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について	承認
11	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 副教育長の設置に関する規則の制定について	承認
12	報告第12号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について	承認
13	報告第13号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について	承認

14	報告第 14 号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について (小中学校)			承認
15	報告第 15 号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について			承認
16	報告第 16 号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①			聴取
17	報告第 17 号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②			聴取
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	大 中 智 恵
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	桐 山 智 巳
	教 育 委 員	中 西 悠 子			
説明員	副 教 育 長	乾 口 里 美	説明員	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中 野 雅 央
	総 合 教 育 部 長	増 尾 友 治		教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗
	学 校 教 育 部 長	千 原 正 敏		児 童 生 徒 課 長	中 口 恵 未 子
	総 合 教 育 部 次 長	上 田 詞 子		教 職 員 課 長	伊 藤 閣 啓
	学 校 教 育 部 次 長	河 田 典 子		教 育 指 導 課 長	沓 拔 淑 子
	学 校 教 育 部 次 長	倉 田 仁 司	記録	教 育 政 策 課 長 代 理	佐 藤 喬 史
	総合教育部副参事 (学校等施設担当) 兼 学校教育部副参事 (学校等施設担当)	津 熊 聖 博		傍聴の人数	1 人

○谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は、全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

○谷元教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

続きまして、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、桐山委員を指名いたします。

続きまして、日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、桐山委員から3月24日の教育委員会表彰等贈呈式における優秀教職員表彰について、中西委員から同贈呈式における児童生徒表彰について、それぞれご報告いただきます。

それでは、桐山委員からお願いします。

○桐山委員 先月の3月24日午後1時15分より中央図書館6階多目的室にて実施された昨年度の優秀教職員表彰について報告致します。

昨年度、枚方市の学校教育推進に寄与された3つの分野での表彰が行われました。

まず「学校としての表彰」の分野では、「確かな学びと探求的な学習の推進」に取り組み、学校の教育力向上に寄与した東香里小学校が表彰され、中心的な立場で取り組んだ竹内潤教諭に授与されました。実際に発表された際にも拝見しましたが、1年から6年までの全学年が時間をそろえて取り組まれており、低学年は生活科、中高学年は総合的な学習の時間を活用し、枚方市全体で取り組んでいるPBL型授業を取り入れ、系統性や地域性や他学年との連携も可能な条件下で、答えのない問いや実社会の課題に対し、主体的に各自が取り組んでいる姿が印象的でした。

次に「チームとしての表彰」の分野では、「大阪教育大学との研究事業・学習者用デジタル教科書の実践寄与・取組発信」に取り組み、市内教職員の外国語授業の指導力向上に、専科として、禁野小首席の角崎教諭、香里小の井上教諭、磯島小の富田教諭の3名が表彰されました。グローバル化が進む現状の中で、外国語についての指導力の向上も大変重要な社会状況の中で、小学校における大変貴重な英語教育の推進役として、チームとして取り組んでおられ、今後の枚方市全体の英語教育の向上に更なる活躍が期待されます。

そして「個人の表彰」の分野では、2名が表彰されました。1名は、樟葉南小の志村指導教諭です。昨年度、国語科の授業改善に、指導教諭として、またJK（授業改善）指定校の加配教員の立場で、小学校の国語専科となり、校内全体の国語科の授業が単元を通して系統的で、個別最適かつ協働的な授業が行えるように、中心的な存在となり、樟葉南小学校の教育力向上に取り組まれました。発表の当日は、1学年が学級閉鎖のため、映像での紹介となりましたが、国語科の単元を通じた授業への改善の状況や1年間の取り組みの成果を、3学年の研究授業という形で全市に向けて公开发表されました。もう1名は、開成小の吉田教諭です。昨年度、体育科の授業改善に、教諭の立場で担任として、体育の授業を通して、授業改善と体力向上の推進に取り組まれ

ました。発表では、体育館での工夫されたゲームを取入れて楽しみながら生き生きと運動をする子どもたちの元気な様子が見られました。

表彰式後、交流の時間には、各表彰された先生方からのコメントがどなたも素晴らしく、やる気と意欲を感じるものでした。さすが熱心に取り組まれただけのことはあるなと感心した次第です。

今後も、継続的なご活躍を期待したくなる機会でした。

○谷元教育長 ありがとうございます。

続いて中西委員、お願いします。

○中西委員 3月24日に行われた教育委員会表彰並びに教育長表彰の表彰状贈呈式に参加いたしました。多くの児童・生徒が表彰対象となり、式は二部構成で実施されました。1部では、教育長表彰20名、教育委員会表彰3名。2部では教育長表彰28名、教育委員会表彰7名に対して、表彰状が贈呈されました。表彰は文化表彰を含む全12種目にわたり、陸上や水泳、バレーボールといったなじみのある競技に加え、ラートといった普段あまり目にする機会の少ない種目も含まれており、子どもたちの活躍の幅広さを実感いたしました。それぞれの分野で努力を重ね、成果を上げた児童・生徒の姿は大変頼もしく、今後のさらなる成長が期待されます。また、このような場が設けられることで、子どもたちの努力や成果が広く称えられるとともに、周囲の児童・生徒にとっても大きな刺激となり、意欲の向上につながるものと感じました。表彰された児童・生徒からは、また表彰されるように頑張りたいといった前向きな声も聞くことができ、その意欲の高さを頼もしく感じました。

加えて、保護者の方々も、子どもたちが表彰される姿を見て、大変うれしそうで誇らしい表情をされていたことが印象的でした。今回の表彰にとどまらず、より大きな舞台や上位の賞を目指して欲しい旨もお伝えいたしました。今後も枚方から日本で、そして世界で活躍する選手が育っていくことを大いに期待しております。

以上です。

○谷元教育長 ありがとうございます。教育委員会の活動報告については以上です。

それでは、日程1、報告第1号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第1号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

6ページをご覧ください。ご報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。臨時代理第34号「議会の議決事項（一般職の職員の特殊勤務手当

に関する条例の一部改正について) の意思決定について」 ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月26日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

8ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、本市教育職の給与は、府費負担教職員の給与に準じた取り扱いをしており、大阪府の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」がこの度公布されたことに伴いまして、本市の「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」につきましても所要の改正を行うものでございます。

9ページをご覧ください。改正内容といたしましては、週休日等に学校の管理下において行う部活動等における指導に係る教員特殊業務手当について、これまで「週休日等」や「半日勤務日における正規の勤務時間以外」において従事した時間が2時間以上4時間未満であれば1,800円、4時間以上であれば3,600円であったところ、2時間以上3時間未満であれば2,600円、3時間以上であれば3,900円に変更するもので、令和8年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第34号の説明とさせていただきます。

報告第1号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、報告第2号「臨時代理事項の報告について(1) 特定任期付職員の採用について」を議題としますが、本件から日程10、報告第10号「臨時代理事項の報告について(1) 職員の併任について」まで、及び日程14、報告第14号「臨時代理事項の報告について(1) 教職員の人事異動について(小中学校)」は、職員の人事案件でございますので、一括議題したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。

それに伴い、元の日程14を日程11に繰り上げ、元の日程11から日程13までを日程12から日程14までに繰り下げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号・第3号・第5号・第6号・第9号・第10号については増尾総合教育部長に、報告第4号・第7号・第8号・第14号については千原学校教育部長に、それぞれ説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま一括して上程いただきました案件のうち、報告第2号・第3号・第5号・第6号・第9号・第10号について、一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

なお、各報告のご説明の折、所属・職・氏名につきましては省略させていただきます。

まず、報告第2号について、議案書14ページの臨時代理第35号「特定任期付職員の採用について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月27日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

15ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載のとおり令和8年4月1日付で特定任期付職員を副教育長として採用したものでございます。

続きまして、報告第3号について、議案書18ページの臨時代理第36号「フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月27日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

19ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、19ページの表から23ページにかけての表のとおり学校教育部放課後子ども課所属の留守家庭児童会室に勤務する43人を採用したものでございます。

続きまして、報告第5号について、議案書の34ページの臨時代理第38号「職員の普通退職について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月30日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

35ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

続きまして、報告第6号について、議案書38ページの臨時代理第39号「職員の定年前早期退職について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月30日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

39ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の職員から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。

続きまして、報告第9号について、議案書の55ページの臨時代理第42号「職員の人事異動について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月31日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

56ページからの「1. 臨時代理の内容」でございますが、少し飛びまして、まず66ページをご覧ください。参考といたしまして、「令和8年度枚方市定期人事異動＜概要＞」を掲載しておりますが、「1. 目的」といたしまして、公約施策の達成に向けた、効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新により、組織の活性化とともに、長期的な視点での職員の育成及び組織力の維持・強化を図るため、実施したものでございます。「2. 基本的方針」といたしましては、67ページにかけて記載のとおりでございます。

68ページの異動者数の状況の表ですが、教育委員会におきましては67人が異動となっております、

このうち他部局への出向者が 10 人、新規採用を含む他部局からの出向者が 22 人、教育委員会内の異動が 35 人となっております。なお、教育委員会内での昇格者は 12 人となっております。

恐れ入りますが、56 ページにお戻りください。56 ページから 65 ページにかけて、令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動の一覧表を掲載していますので、ご確認ください。なお、56 ページの表から 57 ページ上段にかけての表に記載されている「他部局へ出向」の表に記載の職員につきましては、出向先での発令となりますので、参考として記載させていただいております。

続きまして、報告第 10 号について、議案書 71 ページの臨時代理第 43 号「職員の併任について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

72 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、引き続き、留守家庭児童会室の保育料に係る債権回収業務を債権回収課の職員が行うことから、表に記載のとおり令和 8 年 4 月 1 日付けで、同課に異動した職員を放課後子ども課に併任したものでございます。

以上、簡単ではございますが、各臨時代理事項の説明とさせていただきます。

報告第 2 号・第 3 号・第 5 号・第 6 号・第 9 号・第 10 号の「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま一括して上程いただきました案件のうち、報告第 4 号・第 7 号・第 8 号・第 14 号について、一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。なお、各報告のご説明の折、所属・職名・氏名につきましては省略させていただきます。

まず報告第 4 号について、議案書 26 ページの臨時代理第 37 号「職員の人事異動について（幼稚園）」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 30 日付けで、教育長が臨時代理をしたものでございます。

27 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、まず、上段の表に記載の教諭 2 名が令和 8 年 3 月 31 日付けで退職したものです。

続きまして、27 ページ下段の表から 29 ページ上段にかけての表に記載のとおり、任期付講師 17 名について、令和 8 年 4 月 1 日付で採用いたしました。

続きまして、29 ページ下段の表から 31 ページ上段にかけての表に記載のとおり、職員 13 名について、令和 8 年 4 月 1 日付で人事異動を行っております。

続きまして、報告第 7 号について、議案書 42 ページの臨時代理第 40 号「職員の人事異動について（指導主事等）」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 30 日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

43 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、本件は、本市教育の課題となっております、不祥事の根絶、いじめの未然防止、支援教育の充実等に向け、前例に捉われない幹部職員の登用や、積極的な部内異動により、各課のさらなる活性化を図る等、これまで以上に事務局が一体となり、充実した教育行政の促進を図るため、指導主事の人事異動を行ったものでございます。

令和8年3月31日付けの人事異動といたしまして、退職でございますが、43 ページの表から44 ページ上段にかけての表に記載のとおり、12 名が退職し、府籍に戻られました。

次に、令和8年4月1日付けの人事異動といたしまして、採用でございますが、44 ページ下段の表から 45 ページの表に記載のとおり、12 名を採用し、事務局に迎え入れることにいたしました。

46 ページをご覧ください。上段の表に記載のとおり、3 名が昇格し、1 名の配置換えを行いました。また、長期研修ですが、下段の表に記載のとおり、1 名の期間を延長し、引き続き文部科学省の行政実務研修に派遣することといたしました。

47 ページをご覧ください。総括指導主事でございますが、5 名を1年の任期で指名することといたしました。総括指導主事は、課長とともに、常に課全体の業務の進捗状況を共有し、課長が不在の時には、適切な指示のもと組織運営を適切に行うほか、民間などの外部との折衝業務等を担うことから、教頭から任用替した教員又は教頭資格を有する指導主事経験5年以上の者で、当該職務を遂行できる者を指名しております。

続きまして、報告第8号について、議案書 50 ページの臨時代理第 41 号「フルタイム会計年度任用職員（通年・短期任用）の採用について（幼稚園）」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月31日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

51 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、まず、表に記載の通年任用のフルタイム会計年度任用職員を6名、52 ページの表に記載の短期任用のフルタイム会計年度任用職員を3名、令和8年4月1日付けで採用したものでございます。

続きまして、報告第14号について、議案書 95 ページの臨時代理第 47 号「教職員の人事異動について（小中学校）」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月31日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

96 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、令和8年4月1日付け採用の任期を1年とする任期付講師について、96 ページの表から 100 ページにかけての表に記載のとおり、小学校におきましては、第1学年から第6学年までの本市独自の学級編制の実施のため、36 名を採用し、各校に配置をいたしました。また、中学校におきましては、14 名を採用し、内4名を学力向上の推進を図るため対象校（中宮中・山田中・桜丘中・長尾西中）に、内7名を生徒指導の体制の充実を図るため対象校（第一中・第三中・第四中・津田中・中宮中・杉中・桜丘中）に、内3名を通級指導教室の充実を図るため対象校（招提中・桜丘中・蹉跎中）に配置いたしました。

101 ページをご覧ください。教員の海外派遣でございますが、上段の表に記載の通り、2名の教諭が2年の任期でそれぞれの研修先に派遣されます。また、下段の表に記載の通り、2名の教諭につきましては、任期を1年延長するものでございます。

以上、簡単ではございますが、各臨時代理事項の説明とさせていただきます。

報告第4号・第7号・第8号・第14号の「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第2号から第10号まで及び第14号の10件を一括して採決します。

本10件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本10件は承認することに決しました。

続きまして、日程12、報告第11号「臨時代理事項の報告について(1)副教育長の設置に関する規則の制定について」を議題としたいと思います。本件及び次の日程13、報告第12号「臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について」並びに、日程14、報告第13号「臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について」は、いずれも同一の理由による例規改正についての案件でございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第11号から第13号までについて一括して説明を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま一括して上程いただきました、報告第11号、第12号及び第13号の「臨時代理事項の報告について」、一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、報告第11号について、議案書75ページの臨時代理第44号「副教育長の設置に関する規則の制定について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和8年3月31日付けで教育長が臨時代理したもので、令和8年4月1日付けで、特定任期付の職として副教育長の職を設置するため、「副教育長の設置に関する規則」を新たに制定したものでございます。

77 ページをご覧ください。規則の制定内容でございますが、第1条では副教育長の設置について規定し、第2条の「職務」、第3条の「職務遂行における原則と責任」については、従来の副教育長と同様としております。第4条では「副教育長となる職員」について、いわゆる特定任期付職員として採用された者から任命する旨を定めたものでございます。第5条は「補則」とい

たしまして、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」こととしております。附則により、本規則の施行日を令和 8 年 4 月 1 日としたものでございます。

続きまして、報告第 12 号について、議案書 80 ページの臨時代理第 45 号「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付けで教育長が臨時代理したもので、先ほどご説明いたしました、特定任期付の職として副教育長の職を設置することに合わせて、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部を改正し、従来の副教育長の記載を削除したものでございます。主な改正内容につきまして、新旧対照表をもとにご説明いたします。

83 ページをご覧ください。第 3 条の事務局に置くことができる職、及び第 4 条の職務等の表から、「副教育長」を削除したものでございます。

82 ページにお戻りください。附則により、以上の改正の施行日を令和 8 年 4 月 1 日としたものでございます。

続きまして、報告第 13 号について、議案書 87 ページの臨時代理第 46 号「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付けで教育長が臨時代理したもので、先ほどご説明いたしました、副教育長の職に関する教育委員会規則の制定、一部改正に伴い、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程、及び枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の 2 件の教育委員会規程につきまして、所要の改正を行ったものでございます。主な改正内容につきまして、新旧対照表をもとにご説明いたします。

90 ページをご覧ください。まず、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係でございますが、第 2 条第 2 項の「副教育長」の設置根拠を変更し、そのほか文言の整理を行っています。

91 ページをご覧ください。次に、枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程関係でございますが、第 5 条から次ページの別表第 3 までの条文から「副教育長」を削除するとともに、当該職制上の段階の標準的な職を、「副教育長」から「教育次長」に改めています。

89 ページにお戻りください。附則により、以上の改正の施行日を令和 8 年 4 月 1 日とし、今回の規程の改正前に行われた決裁行為等が改正後も効力を失わないことを定めております。

以上、簡単ではございますが、各臨時代理事項の説明とさせていただきます。

報告第 11 号、第 12 号、及び第 13 号の「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

○谷元教育長 これから報告第 11 号から第 13 号までの 3 件について、一括して採決します。

本 3 件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本 3 件は承認することに決しました。

続きまして、日程 15、報告第 15 号「臨時代理事項の報告について（１）学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を求めます。千原学校教育部長。

○千原学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 15 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 102 ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

103 ページをご覧ください。ご報告は、ページ中ほどの「２．臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

104 ページをご覧ください。臨時代理第 1 号「学校運営協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日付けで、教育長が臨時代理したものでございます。

105 ページをご覧ください。「１．臨時代理の内容」でございますが、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出されました方を、教育委員会の附属機関として設置した「学校運営協議会」の委員として委嘱するものでございます。

次に、委嘱委員でございますが、別紙 1 の「学校運営協議会委員名簿」のとおり、この度委嘱した 44 校の学校運営協議会委員を掲載しておりますので、ご参照ください。なお、委嘱期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、臨時代理第 1 号の説明とさせていただきます。

報告第 15 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑にはいります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第 15 号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程 16、報告第 16 号、「委任を受けて執行した事項の報告について（１）生徒指導について①」を議題とします。なお、本件及び次の日程 17、報告第 17 号「委任を受けて執行した事項の報告について（１）生徒指導について②」につきましては、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第 16 号及び第 17 号については、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩とします。

(休 憩)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を再開します。

それでは、日程 16、報告第 16 号「委任を受けて執行した事項の報告について（１）生徒指導について①」を議題とします。

○谷元教育長 以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

(ここから非公開部分)

(ここまで非公開部分)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和 8 年第 4 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

（教育長） 谷元 紀之

（教育委員） 桐山 智巳